

# 由利本荘市農業委員会

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年6月16日

由利本荘市農業委員会

### 第1 基本方針

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

由利本荘市は、平成17年3月22日に1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）による広域合併が行われ誕生した市であり、南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地域から構成されている。

平坦部では、あきたこまち、ひとめぼれ等良質米生産を中心とした稲作が行われており、丘陵部では、りんごを中心とした果樹や冷涼な気候を活かしたりんどうの栽培が行われている。地域によっては、大豆、そばのほか、ブルーベリーやねぎ、菌床しいたけや葉たばこの栽培が行われるなど、地域の地形・自然条件に合った作物が栽培されている。一方、山間部の農地においては、圃場区画が小さく基盤整備が進んでいないため規模拡大が難しく、担い手不足と相まって遊休農地の増加が懸念されている。

農業は本市の基幹産業であるが、農業経営を取り巻く環境は米価の低迷や農作物の輸入自由化などにより厳しい状況となっている。それに伴い、後継者不足や農業従事者の高齢化などから、農家数は減少しており、農業活力は低下傾向にある。当農業委員会としても、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を推進するため、当農業委員会の指針として、以下のとおり、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する秋田県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する由利本荘市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員が改選を迎える3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	12,500 ha	5.0 ha	0.04%
3年後の目標 (令和8年4月)	12,300 ha	0 ha	0.00%
目 標 (令和11年4月)	12,100 ha	0 ha	0.00%

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められていることから、管内を8の区域に分け、農業委員及び推進委員の連携により農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消及び違反転用発生防止対策等について取り組む。

調査時期については、6月から9月を「利用状況調査月間」と位置づけ、広報紙により調査の趣旨を周知し、農業者に協力を呼びかける。なお、従来から利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用状況調査終了後、農地所有者に対し、農地法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、その意向を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について
  - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
  - 利用状況調査によって、と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### （3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### （1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	12,500 ha	8,942 ha	71.5%
3年後の目標 (令和8年4月)	12,300 ha	9,320 ha	75.8%
目 標 (令和11年4月)	12,100 ha	9,680 ha	80.0%

注1：「由利本荘市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 集落営農組織
現 状 (令和5年4月)	3,687戸 (551戸)	759 経営体	13 経営体	185 経営体	74 団体
3年後の目標 (令和8年4月)	3,360戸 (500戸)	721 経営体	22 経営体	223 経営体	68 団体
目 標 (令和11年4月)	3,030戸 (450戸)	683 経営体	31 経営体	261 経営体	62 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入している。

**(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法**

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」や農業者への経営意向調査を通じて、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「地域計画」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、条件不利地を抱える中山間地域等、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和5年4月)	3 人	0 法人
3年後の目標 (令和8年4月)	9 人	6 法人
目 標 (令和11年4月)	18 人	12 法人

注：新規参入者数については、国が実施している新規就農者調査を活用し、令和4年度中（令和4年2月～令和5年1月）の参入者数を基点に、区域内で必要な経営体数を推計している。  
また、法人雇用や親元就農は推計から除いている。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

- 全国・県の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、就農情報の発信や相談活動により、県内外から新規参入者の掘り起こしを図るとともに、市の「就農定着支援チーム」による就農前の相談から就農後の技術・経営両面のアフターフォローまで総合的な就農支援を行う。

#### ② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

#### ③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 新規参入の相談があった場合には、県、市、農協等関係機関と情報を共有し、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

### **（３）新規参入の促進の評価方法**

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### **第３ その他農業委員会の諸施策**

- 「農業者等との意見交換会」を実施し、農業現場が直面する課題や本市農業施策への意見等を把握するとともに、農地利用最適化推進施策をとりまとめ、市に対して改善を働きかける。
- 広報紙「農業委員会だより」を発行し、農業委員会活動の見える化を図る。